

# 一般財団法人日本赤十字社看護師同方会助産師学生奨学金貸与規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本赤十字社看護師同方会（以下、「本会」という。）の定款第4条第4号の規定に基づき、日本赤十字社助産師学校に修学する助産師学生で、学業、健康ともに良好な者で、かつ経済的理由により修学困難な者に対し、修学を容易にするために本会が貸与する奨学金について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (奨学金の財源)

第2条 奨学金は寄付金をもってこれにあてる。

## (奨学金の額及び貸与人員)

第3条 奨学金の額は、一時金として、一人60万円とする。貸与人数は当該年度の予算の範囲内とする。

## (奨学金の申請)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする助産師学生は、学校長の推薦により、本会所定の次の各号に掲げる書類を理事長に提出する。

- 一 推薦書（様式1）
- 二 奨学金貸与申請書（様式2）
- 三 誓約書（様式3）

2 申請書の提出は、当該年度6月30日までとする。

## (連帯保証人)

第5条 奨学金の貸与申請をしようとする者は、父母、兄弟姉妹、又はこれに代わる者で独立の生計を営んでいる者の中から、連帯保証人1人をたてなければならない。

## (奨学生の決定)

第6条 奨学金の貸与を受ける者（以下、「奨学生」という。）は、理事長が理事会の議決を経て決定する。

## (奨学金の交付)

第7条 奨学金は、奨学生が決定した後、学校長に通知してから本人に交付する。

- 2 奨学金の貸与が決定した者は、奨学金振込口座届（様式4）を提出する。
- 3 奨学金が振込まれたときは、奨学金領収書（様式5）及び奨学金返還計画書

(様式6)を、学校長を経て理事長に提出する。

(奨学金借用証書の提出)

第8条 奨学金を受領したときは、奨学生は奨学金借用証書(様式7)を連帯保証人と連署の上、学校長を経て、理事長に提出しなければならない。

(異動届の提出)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校長を経て、10日以内に次の各号に掲げる書類を理事長に届け出なければならない。ただし、本人が疾病等のため届け出ることができないときは、連帯保証人から学校長を経て理事長に届け出るものとする。

- 一 助産師学校を休学、退学するときは異動届(氏名・住所変更以外の場合)(様式8)を提出する。
- 二 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に異動のあったときは、異動届(氏名・住所変更の場合)(様式9-1)を提出する。
- 三 連帯保証人が交代したときは、連帯保証人交代届(様式9-2)及び、誓約書(連帯保証人交代の場合)(様式9-3)を提出する。

(奨学金の返還並びに返還猶予)

第10条 奨学金は、次の各号により返還しなければならない。

- 一 返還金は貸与金の全額とする。
  - 二 返還金は一回3万円以上とする。
  - 三 返還期間は助産師学校卒業後、2年以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、連帯保証人から学校長を経て理事長に返還猶予の願い出があったときは、理事長は1年を期限として返還を猶予することがある。(様式10)
- 一 災害または疾病により就業を継続できず、返還が著しく困難になったとき
  - 二 その他やむを得ない事由によって、返還が困難になったとき

(連帯保証人による返還)

第11条 前条第2項の規程により奨学金の返還を猶予された者が、猶予期間を超えてなお返還できない場合は、連帯保証人が返還しなければならない。

(奨学資金の返還免除)

第12条 奨学生または奨学金借用者が死亡、又は疾病及び事故により精神や身体の機能に高度の障害を残して労働能力を失い、奨学金返還残額の全部又は一部について返還不能となり、連帯保証人から学校長を経て理事長に奨学金返還残額の返還免除願(全額又は一部)(様式11)が提出されたときは、理事長は理事会の議決を経て、その全額又は一部を免除すること

がある。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
2 この規程施行以前に「財団法人日本赤十字社看護師同方会助産師  
学生奨学金貸与規程」によって決定した奨学金の貸与及び返還につ  
いては、返還が終了するまでは、従前の規程によるものとする。

附則 この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、2021年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、2023年4月1日から施行する。